

スクールソーシャルワーカー導入3年間の効果検証 — PEST 分析による富山県における成果と課題 —

The Introduction of School Social Workers over the Past Three Years:
An Investigation of Its Effects

村上 満 清水 剛 志 室 林 孝 嗣
MURAKAMI Mitsuru SHIMIZU Tsuyoshi MUROBAYASHI Takatsugu

はじめに

学校教育現場では、いじめや不登校、校内暴力に加え、発達障害、虐待、貧困、両親の離婚、親の就労問題等、心の問題だけでなく、児童生徒を取り巻く環境が問題の背景にあり、複雑に絡み合っているケースが年々増加してきている。また、児童相談所や福祉事務所、民生児童委員等をはじめとする地域の関係機関等による包括的な支援を必要とするケースも増えてきている。

このような状況をふまえ、財務省から異例とも思われる提案を受けて、文部科学省は平成 20 (2008) 年度に「スクールソーシャルワーカー活用事業 (以下、SSWer 活用事業)」を予算に計上した。主管である初等中等教育局 (児童生徒課) は、「社会総がかりでの教育再生」と銘打ち、「いじめ対策緊急支援総合事業」「問題を抱える子ども等の支援事業」「児童生徒の自殺予防に向けた取組に関する調査研究」「スクールカウンセラー等活用事業補助」とともに、新たに SSWer 活用事業を調査研究事業として位置づけた。

導入初年度は、国が実施主体となり、国庫委託事業 (10/10、1,538 百万円) として実施した結果、46 都道府県、294 市区町村 (計 340 地域) の公立小中学校に 944 人もの SSWer が配置 (1 県平均 20.5 人) された。

しかし 2 年目の平成 21 (2009) 年度は、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」という補助事業の中に含まれることとなり、予算もこれまでの全額国庫負担から補助事業 (1/3) へと減額された。実施主体も国から都道府県、政令指定都市へと変更されたことで、事業費 (2/3) も自主財源で賄わなければならなくなり、SSWer の配置数縮減もしくは事業そのものを廃止せざるを得ない自治体まで現れた。結果として、51 県市 (38 都道府県 13 指定都市、全体 65 県市の 78.5%) で、約 4 割減の計 560 人 (前年度の 59.3%、1 県あたり平均約 6 人減の 14.4 人) となった。これは 当初の文部科学省見込み数 1,040 人の約半数となる配置数であった。

3年目の平成22 (2010) 年度も、補助事業 (1/3) という形で、66県市計1,056人 (前年度比16人増) という微増の見込数を立てて、予算化されたものの、全体実数はほぼ昨年度同様になってい

ると予想される。

このようにSSWerが本格導入され3年が経過しようとしている中、文部科学省は4年目となる平成23（2011）年度予算の概算要求を行った。内容としては、平成22（2010）年度同様に補助事業（1/3）と変更ないものの、実施主体に都道府県、政令指定都市のほか、新たに中核市を加えた。配置人数も概算要求上ではあるが、1,056人から40人（3.8%）増の1,096人として、かろうじて次年度も継続されるという方向性を打ち出している。

平成7（1995）年度から年々予算を増額し、実施体制等はじめ身分保障をも確実に充実させてきているスクールカウンセラー（以下、SC）活用事業と比較すると、十分な実施体制等が確立されないまま、導入2年目にして補助事業となったSSWer活用事業は、何に問題があったのだろうか。単に景気に伴う予算削減であったのか、あるいは各自治体や学校がSSWerの導入効果を十分に見出し切れなかったということなのだろうか。

大崎（2009）は、「本事業の存亡は、既に国の手からは離れて、各自治体（教育委員会）の手に委ねられたといえる。SC活用事業と同じように、SSWer活用事業にSSWerの配置にかかる予算の2/3を拠出するだけの価値を見出すことができるかどうかである。」とし、SSWer活用事業を制度として存続・定着させていくためには、「教育委員会や事業運営の担い手としての指導主事の実態を明らかにした上で、種々の課題を抽出し検討していく必要がある。」と、教育委員会の立場の重要性を指摘している¹⁾。

ここに、SSWerの有効性に関して、学校教育現場で実施した調査結果がある。教員を対象とした山野（2008）の調査では、「86.9%の教員が、SSWer導入は有効であった」としており、そのうち62.2%の教員が「事例に対して有効」、次いで「校内体制づくりに対して有効（25.5%）」であったとしている。この結果は、「個別事例に対する業務」が有効であったとしている一方で、「校内体制づくり」の有効性を見出すことができた教員は3割にも満たなかったという実態を明らかにしている²⁾。また、SSWerと教育委員会担当者の「負担感（しんどさ）」に焦点を当てた調査結果もある。村上ら（2009）の調査によれば、「SSWerの存在そのものを知らない先生が多い」、「SSWerの役割と内容が先生方に周知されていない」ことに、SSWerは最も負担を感じているとし、【教育現場での知名度の低さによる焦燥感】というカテゴリーを抽出している（図1-1）。教育委員会担当者については、「SSWerとの打ち合わせ時間が十分にとれない」「SSWerの派遣の時間や業務内容に無理がある」ことに最も負担を感じているとし、【派遣体制による不全感】というカテゴリーを抽出している（図1-2）³⁾。

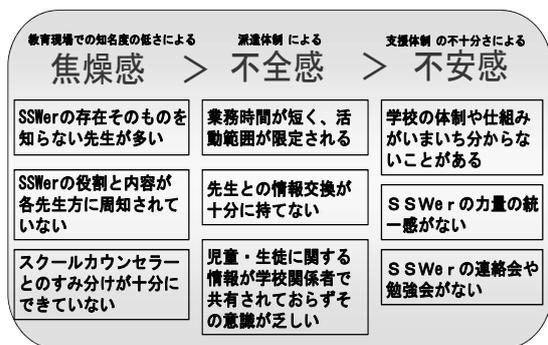


図 1-1 SSWer の負担感

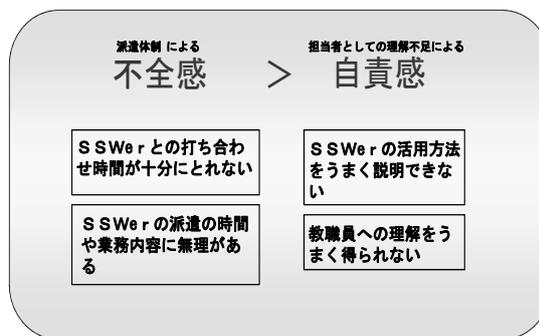


図 1-2 教育委員会担当者の負担感

ては、着実に理解されてきているとは考えられるものの、これまでの3年間を振り返っての具体的な効果となると、十分に検証がなされてきたとは言い難い。4年目を迎えようとする今、自治体（教育委員会）をはじめ、SSWerや現場教員がSSWer活用事業にどのように価値を見出したのかを「必要性」や「効率性」、「有効性」の観点から改めて評価することが、今後の事業自体の存続および発展につながっていくものと考えられる。

そこで本稿は、これまでの富山県におけるSSWer活用事業の成果と課題について、PEST分析にもとづき、総合的に分析と検証を行うとともに、今後事業が継続かつ発展していくための方策について提言するものである。

1. 富山県におけるSSWer活用事業の効果検証

平成20（2008）年度からのSSWer本格導入に伴い、富山県（以下、県）でもSSW活用事業が3年間にわたり展開されている。本稿では、これまで実施主体となってきた県や市町村、SSWer等から、SSWer活用事業を“効果的に展開してきた”要因を抽出し、事業の効果検証を行った。

そのプロセスは、①SSWer活用事業を取り巻く環境に着目し、村上ら（2009）の調査をはじめ県内自治体、富山県社会福祉士会（以下、県社士会）、富山県精神保健福祉士協会（以下、県PSW協会）等のこれまでの動きや取組等をPEST分析のフレーム（表1）にもとづき精査し、②SSWer活用事業を必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価する、とした。

なお本稿では、政策評価法（第3条第1項）を参考に⁴⁾、“効果的に展開する”について、「事業の事前事後に至るまでの全体プロセスについて、定量的かつ定性的に、必要性、効率性および有効性を捉えることができ、事業実施そのものの妥当性を総合的に導き出せる状況にあること」と定義した。

PESTとは、政治的 (**P**olitical)、経済的 (**E**conomic)、社会的 (**S**ocial)、技術的 (**T**echnological)の頭文字を取った造語で、民間企業や組織を取り巻くマクロ環境のうち、現在ないし将来の事業活動に影響を及ぼす可能性のある要素を把握するため、PESTフレームワークを使って外部環境を洗い出し、その影響度や変化を分析する手法のことである。経営戦略策定や事業計画立案、市場調査等に一般的に用いられている手法として知られている。

表1 PEST分析のフレーム

環境要因	具体的な例示
政治的要因	SSWer活用事業の受入れ体制や仕組み等
経済的要因	SSWer活用事業予算の動向等
社会的要因	児童生徒の問題行動、教育分野への職域拡大等
技術的要因	職能団体や大学による人材教育、研修体制等

1-1. 政治的要因

(1) SSWer活用事業に対する県の姿勢と市町村とのシステムづくり

SSWer活用事業を効果的に展開することができたと考えられる「政治的要因」には、まず県の姿勢と市町村とのシステムづくりが挙げられる。

具体的には、平成 20 (2008) 年度から始まった SSWer 活用事業という国庫委託事業 (10/10) を、県が市町村との間で「間接補助事業方式」を採用して実施に踏み切ったことである。それは県が直接的な実施主体になるのではなく、学校教育現場の実態を最も近くで把握している各市町村 (教育委員会) に自主的に事業を展開してもらうことにより、確実に SSWer 活用事業を根づかせるシステムを作ったというものである。

つまり、「運用は各市町村に任せ、費用はすべて県 (国) が負担する」としたことは、各市町村の事業への受入れやすさや取組やすさを意識づけただけでなく、自主性を重んじることにより、市町村のニーズを把握しやすい環境づくりを行ったということである。

導入初年度である H20 (2008) 年度は、表 2 のとおり、約半数の市町村しか実施されなかったが、県は、市町村教育委員会と SSWer との間で「SSWer 活用事業連絡協議会 (以下、協議会)」を設立、また先進地である大阪から山野則子氏 (大阪府立大学) の講演会や市町村ごとの状況報告会を実施し、バックアップ体制づくりを行ってきた。これによって県は、確実に市町村のニーズを把握するだけでなく、SSWer 活用事業の拡充に向けた社会的気運を醸成させるための期間を確保し、市町村との体制構築を効果的に進めてきたものと考えられる。

表 2 富山県における SSWer 配置 (3 年間) の推移

項 目	H20(2008)年度	H21(2009)年度	H22(2010)年度
① 実施主体	国	県・1 市 (単独)	県・2 市 (単独)
② 配置市町村	4 市 2 町 1 村	9 市*1 3 町	10 市 4 町 1 村*2
③ 配置率 (n=15)	46.7 %	80.0 %	100.0 %
④ 配置数 (兼務等含む)	21 名	22 名	32 名*3

*1 9 市のうち 1 市が完全単独事業で 3 名配置。1 市は市単独事業と併用 (県の SSWer 活用事業で 1 名、市単独事業で 4 名) 配置。

*2 10 市のうち 2 市が市単独事業と併用 (県の SSWer 活用事業で計 3 名、市単独事業で計 5 名) 配置。

*3 元警察官 2 名が巡回型の SSWer として配置されている。

2 年目以降は、前述のとおり SSWer 活用事業が国庫委託事業 (10/10) から補助事業 (1/3) へ、実施主体も国から都道府県等へと大きく変更し、事業存続を断念せざるをえない全国の自治体が増加、SSWer 数も大幅に減少する事態となった。このような全国状況にもかかわらず、これまで市町村のニーズを 1 年かけて捉えてきた県は、実施主体を速やかに県に移行させることで、市町村に負担を強いることなく事業を存続し、SSWer 受入れ市町村数も約 2 倍へと拡大を図ることができたのである。また、市単独で SSWer を配置するという自治体も現れたことにより、より県内のニーズの高さと充実ぶりを示せるまでになった。

このようにして導入 3 年目には、15 市町村のすべてに SSWer を配置することができたと考えられる。

(2) 職能団体等と各自治体が連携・協働していくためのシステムづくり

県をはじめ各自治体が効果的に事業を展開できたと考えられる次の要因としては、職能団体である県社士会が自治体と連携し、SSWer の需給バランスを保ってきたことが挙げられる。

その背景には、平成 19 (2007) 年 12 月 5 日に公布された「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」における国会の附帯決議で「教育分野における社会福祉的課題の重要性に鑑み、この分野への社会福祉士の職域の拡大に努めること」と謳われたことが、大きな原動力になっているものと思われる。

しかし、文部科学省は SSWer として配置される者について、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する

専門的な資格を有する者が望ましい」ととどめ、必ずしも国家資格者のみによる派遣事業体制とはしなかった。そこで、県社士会として、どうアプローチしていくかが重要となったが、県（教育委員会）から SSWer として活動を希望する会員の候補者名簿作成の要請があり、そのとりまとめ役を担うことで、SSWer の質を担保できる環境づくりに参画することとなった。

その結果、導入初年度に県は各市町村（教育委員会）と候補者等との橋渡し役をしながら、需給バランスを調整することができ、7 市町村に 10 名の社会福祉士を、全体としては 21 名の SSWer を配置することができたのである（表 2、図 2）。

また、2 年目を迎えるにあたり県は、①SSWer 活用事業を単年度で終了させることは時期尚早と考えていること、②SSWer 導入効果は複数年実施することで見出せると考えていること、③各市町村、カウンセリング指導員、生徒指導主事と調整しながら、県としてふさわしい形を検討していること、④ソーシャルワークの必要性については十分認識していること、⑤県社士会、県 PSW 協会を中心とする SSWer の配置を検討していること、といった一定の見解を示した。

2 年目は、県社士会に加え、県 PSW 協会も SSWer の拡充に取り組むことで、国家資格を持つ SSWer の配置数や配置自治体数を増やすことができた。平成 21 (2009) 年 11 月の市町村教育長会議で、「SSWer が SC と学校、保護者、関係機関をつなぎ、問題改善に成果を上げている」と評価され、SSWer の増員を求める声も上がったことから、その存在価値は教育長にも認められるようになった。さらに、県議会議員の勉強会で、現任 SSWer と大学教員で SSWer 活用事業の現状と課題について報告したことが、県議会（平成 21 年 12 月定例会一般質問）の中で取り上げられ、今後の事業継続と拡充に向けて議論された。

そして、平成 22 年 2 月定例会の中で県教育長は、「SSWer には、社会福祉と教育、特に教育の面における専門性や豊富な活動経験が大変重要である。人材の確保も課題である。このため、関係団体にも協力を求め、適する人材の推薦をもらっていききたい。他県の勤務形態、状況なども参考にしながら、国のほうにも財政支援の拡充を強く要望して、努力したいと考えている。」と答弁した⁵⁾。これにより、児童生徒の家庭環境の課題などに対応するため、小中学校への SSWer の配置の拡充が実現し、3 年目に、県内全市町村に SSWer を配置することができた

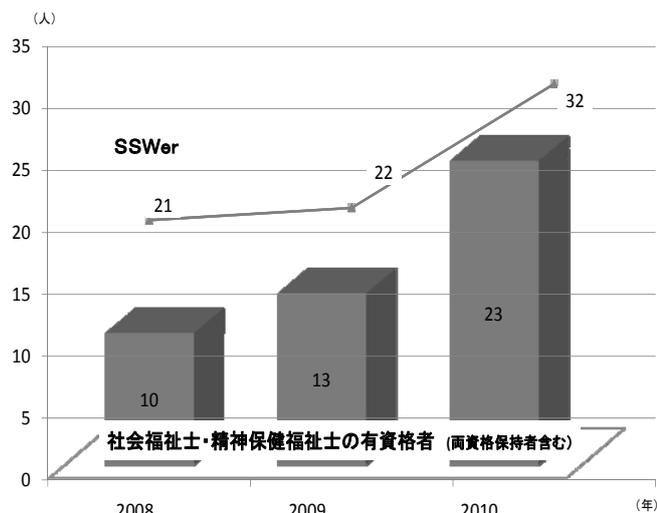


図 2 県の SSWer の配置数と有資格者の推移

のである。

4年目に向けて県社士会や県 PSW 協会は、①SSWer 活用事業の継続実施、②SC と同等の勤務環境、③新規任用時の国家資格者配置の促進、④現任 SSWer の資質向上のためのスーパーバイザー（以下、SV）の任用、⑤県社士会や県 PSW 協会との協働による定期的な研修会の実施、を求める要望書を県教育委員会に提出した。また県 PTA 連合会も「SSWer の拡充」等を重点事項と位置づけ、県知事に要望したところである。

平成 23 年 2 月、県は平成 23（2011）年度予算編成を発表した。引き続き全市町村（中核市である富山市は除く）で SSWer 活用事業が継続されるだけでなく、新たに現任 SSWer への助言や指導を行う「ケースアドバイザー」が 4 名配置されることとなった。

ケースアドバイザーには、社会福祉士や精神保健福祉士の資格と 10 年以上の経験を持つ相談員が想定されており、このことは SSWer としての職業的価値をより高め、職域のさらなる拡大につながるものと考えられる。そして何よりも SSWer 活用事業をより強化する仕組みを立ち上げることとなり、質の高い教育を行っていくための、富山ならではの特色ある取組や環境整備を意味する“富山スタンダード”な体制になると思われる。

以上のことをふまえ、①必要性、②効率性、③有効性の 3 つの観点から SSWer 活用事業の効果検証を行った。

- ① 学校におけるニーズを各自治体が捉え、全市町村に SSWer を配置してきたことは、改めて行政が SSWer 活用事業を担うべき必要性和妥当性があったと評価できる。
- ② 県社士会等の職能団体が自治体との連携を図ったことにより、3 年間で SSWer を全市町村に配置できたことは、効率よく SSWer 活用事業を展開できたことと評価できる。
- ③ 導入初年度に県が市町村との間で「間接補助事業方式」を採用し、ニーズを確実に把握したことや、県議会、県 PTA 連合会、市町村教育長からも成果の声が出されたことは、SSWer 活用事業が学校教育現場にとって有効に機能していたエビデンスとして評価できる。

1-2. 経済的要因

(1) 行政による SSWer 活用事業予算の継続確保

SSWer 活用事業を効果的に展開することができたと考えられる「経済的要因」には、事業継続に伴う予算の確保と拡充が挙げられる。

SSWer 活用事業は、調査研究事業（10/10）として平成 20（2008）年度から開始されたが、2 年度目以降は補助事業（1/3）となり、国からの予算は縮小された。しかし、県は導入初年度から確実に SSWer 活用事業費の増額を図ってきた。特に、実施主体が国から県に移行した平成 21（2009）年度以降をみると、5,580 千円（3,200 時間分）であったものが、平成 22（2010）年度では、約 2 倍となる 11,310 千円（6,720 時間分）となった。

平成 23（2011）年度県予算についても、全 14 市町村（中核市である富山市を除く）において継続実施する方向で、12,170 千円（4,900 時間分）を発表したところである。この中には、新規のケースアドバイザーの派遣（600 時間）も含まれている。また中核市である富山市は、県と同様、国の補助事業を取り入れて実施主体になれるとして、新たに SSWer 配置事業予算

(2,440千円)を発表した。

したがって、富山県全体としては、引き続き全15市町村(14市町村：県が実施主体、1中核市：富山市が実施主体)において、SSWer活用事業の実施に向けた予算が策定されたことになる。しかし、事業の継続が確保されたとは言え、SSWerの身分保障(報酬面等)に関しては、導入当初から十分な体制とは言え切れず、SCと比較すると引き続き大きな格差が生じていると言わざるを得ない。

(2) SSWerの身分保障と職業的価値

「少ない予算の中で、できるだけ多くのSSWerを配置できた」ことは、行政にとってSSWer活用事業を効果的に展開できた経済的要因として評価すべきところであろう。しかし、SSWerにとっては、マンパワーだけでなく、その存在価値も含めて全面的に支援されていると考えてよいのだろうか。

専門職としての職業的価値を評価する1つの指標に、SSWerの身分保障としての報酬があると思われるが、村上ら(2009)の調査によると、SSWer活用事業をSCと同等レベルの報酬単価で実施している自治体は極めて少なく、全般的にSSWerの報酬単価は低く設定されていることが報告されている⁶⁾。例えば、県の場合、SC(臨床心理士等、それに準ずる者)の報酬単価(5,500円/時、3,500円/時)と比較してみると、SSWerは極めて低く設定(1,500円/時)されており、時給レベルでは、“臨床心理士等”はSSWerの約3.7人分、“準ずる者”も2.3人分に相当する高い単価となっている。

SSWerの身分保障(報酬面等)を確立することは、職務満足、職域拡大そして社会的評価につながるものであり、SSWerとしての存在価値そのものに大きな影響を与える要因である。

したがって、SSWer活用事業は、教育と福祉が協働する新たな事業として位置づけられるべきものであり、それは文部科学省だけでなく、厚生労働省も関わる横断的な事業であると考えべきである。ソーシャルワーカーそのものの認知を広めるためにも、むしろ厚生労働省側からのアプローチによる予算編成策がもっと検討されてもよいのではないかと思われる。

同じ学校教育現場に派遣される専門職として、このような報酬面での大きな格差が生じないようにしていくためにも、SSW活用事業予算の拡充をどう図っていくかが、今後の最重要課題の1つと考えられる。

以上のことをふまえ、①必要性、②効率性、③有効性の3つの観点からSSWer活用事業の効果検証を行った。

- | |
|---|
| <p>① 3年間かけて全市町村にSSWerを配置してきたことは、確実に市町村や学校教育現場のニーズを捉えることができたという成果であり、したがってSSWer活用事業費を年々増額そして拡充する必要性があったと評価できる。また、SSWerの身分保障については、専門職としての職業的価値に見合った妥当性のある事業予算が策定されているとはいえず、今後見直しの必要性があると評価される。</p> <p>② 限られた事業予算の中で、職能団体等との連携を図りながら、SSWerを全市町村に配置してきたことは、効率よくSSWer活用事業を展開してきたものと評価できる。</p> <p>③ SSWer活用事業が継続し、予算が増額されてきたことは、何よりも学校教育現場にとって有効に機能していたエビデンスとして評価できる。</p> |
|---|

1-3. 社会的要因

(1) ソーシャルワークによる解決を必要とする問題の増加

SSWer 活用事業を効果的に展開することができたと考えられる「社会的要因」には、ソーシャルワークによる解決を必要とする問題が増加していることが挙げられる。すなわち、前述のように、児童生徒の問題行動は、いじめや不登校、校内暴力に加え、発達障害、虐待、貧困、両親の離婚、親の就労問題等、心の問題だけでなく、家庭や地域社会といった児童生徒を取り巻く環境に起因していることが多く、児童相談所や福祉事務所、民生児童委員等の地域の関係機関等による包括的な支援を必要とするケースが増えているのである。

このような状況において、平成 20 (2008) 年度の SSWer の導入以降、県内の小中学校の不登校の児童生徒数に着目すると、平成 20 (2008) 年度では 940 人 (前年度比 約-14%の 154 人減) となり、4 年ぶりに減少し始め⁷⁾、平成 21 (2009) 年度は、895 人 (前年度比 約-5%の 45 人減) で、2 年連続で減少した。県教育委員会小中学校課も「SSWer や SC と学校がチームを組んで児童生徒を支援する形ができてきた。相談のスキルアップや関係者間の連携が進むよう今後もバックアップしていきたい。」としている⁸⁾。このことは、まさに SSWer 活用事業の成果の 1 つであると考えられる。

また SSWer 導入により、着実に成功事例も積み上がってきていると県は報告している。例えば、SC との協働によって不登校状態の児童生徒だけでなく保護者への支援も行うことで家庭環境が改善した事例や、SSWer が関係機関の連携の核になって一人親家庭の養育環境を改善した事例、学校と SSWer、保護者との連携・調整により不登校傾向で障害のある児童生徒の高校進学につなげた事例等である。このような個別の事例を通して県は、

- ①医療機関や保健所、市町村福祉課との連携が円滑に行えるようになったこと
- ②家庭環境の課題を福祉の視点から探ることにより、学校がより適切な支援を行えるようになったこと
- ③学校が踏み込みにくい家庭の問題に SSWer を介して関わることで、支援体制がとれるようになったこと
- ④SSWer が学校と家庭のパイプ役になったこと

といった成果を示しており、なかでも不登校児童生徒に改善が見られるようになってきたと評価している⁹⁾。このことは、前述の不登校児童数の減少を裏付けるものである。そのほか、全国的にも暴力行為の発生件数が増加していることから、県でも重く受け止め、平成 22 (2010) 年度から、警察官 OB (2 名) を SSWer (巡回型) として委嘱するという新たなシステムを採用したところである。

(2) 社会的要請にもとづく SSWer という新たな人材育成

包括的な支援を必要とするケースの増加は、今後 SSWer として、より高度な専門性が求められるっていくということでもある。したがって、SSWer 活用事業を効果的に展開していくための社会的要因とは、人材育成に関わる要因となろう。それはまさに県が抱えている課題であり、具体的には、①社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する人材の確保、②SSWer の役割周知と各学校の積極的活用の促進、③SSWer と SC の有効活用に向けた両者の連携のあり方や役割分担の明確化、④SSWer の資質向上、を課題として挙げている¹⁰⁾。

そこで、(社)日本社会福祉士養成校協会(以下、社養協)では、これからの人材の確保について、平成21(2009)年度から新規事業として、「スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程認定事業」を創設し、社会福祉士等の積極的な活用と社会的認知を高めるための新たな仕組みづくりを開始している¹¹⁾。これを受けて、平成22年12月、富山国際大学(以下、本学)が「社養協認定スクール(学校)ソーシャルワーク教育課程」を設置する大学として県内第1号の認定を受け、平成23(2011)年度から、SSWerという新たな人材養成に本格的に取り組むことができるようになった。

以上のことをふまえ、①必要性、②効率性、③有効性の3つの観点からSSWer活用事業の効果検証を行った。

- ① 近年の児童生徒の問題行動には、心の問題だけでなく、家庭や地域社会といった児童生徒を取り巻く環境に起因している問題や地域の包括的支援を必要としている問題が増加しており、これらの問題解決にはソーシャルワークを必要とすることから、SSWer活用事業を導入するべき妥当性と必要性があったと評価できる。
- ② これまでなかなか踏み込めなかった家庭の問題等に、SSWerが学校とのパイプ役となり、他機関との連携を円滑に行えるようにしたこと等、着実に成功事例が積み上がっているということは、SSWer活用事業が効率よく展開されてきたものと評価できる。
- ③ 不登校児童数の減少は、SSWer活用事業が有効に機能していた1つのエビデンスとして評価できる。また、包括的な支援を必要とするケースへの適切な対応と成功事例の積み上げは、大学でのより高度な専門性を持ったSSWerの人材育成という新たな波及効果も生み出し、このことは、SSWer活用事業が有効に機能していたからこそ生じたものと評価できる。

1-4. 技術的要因

(1) 学校教育現場が求めるソーシャルワーカー独自の視点と相談援助技術

SSWer活用事業を効果的に展開することができたと考えられる「技術的要因」には、家庭や地域社会といった児童生徒を取り巻く環境に起因している問題や地域の包括的支援を必要としている問題の増加に伴い、ソーシャルワークの視点から問題解決に導く福祉の専門家とその専門家が持つ独自の相談援助技術を学校教育現場が必要としてきたことが挙げられる。

文部科学省もSSWerの職務内容については、①問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、③学校内におけるチーム体制の構築、支援、④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供、⑤教職員等への研修活動等、を明記し、学校を基盤とするソーシャルワークが実践されていくことを求めている¹²⁾。

しかし、前述の村上ら(2009)の調査によると、学校内でのSSWer導入は十分浸透しているとは言えず、またSSWerの存在そのものや業務内容が十分理解されていないことから、校内体制づくりも十分な状態とは言えないのではないかと指摘している。この点については、県もSSWerの役割周知と各学校の積極的活用の促進を課題としているところである。

(2) 求められる富山スタンダードな現任教育体制

これからますます高度な専門性を求められるようなケースが増加することは十分予想され

る。前述のとおり、これからの新任教育については、本学が「社養協認定スクール（学校）ソーシャルワーク教育課程」を設置し、新たな教育カリキュラムで養成する体制を整備した。一方、現任SSWer教育では、県が導入初年度から年3回程度、連絡協議会を開催し、SSWerや市町村教育センター等の担当者、派遣先小中学校の担当者を集め、大学教員による講義や事例検討を通して意見交換を行い、共通理解を図る研修を実施している。職能団体側は、県社士会の子ども家庭福祉委員会が中心となって、セミナーやフォーラム等をこれまで開催（不定期）しているが、あくまでも会員が中心であり、すべての現任SSWerを網羅しているものではない。また、職能団体主催の研修会では、学校関係者を巻き込むといったところまではいかないのが現状である。

村上（2009）は、全国にはない県独自の教育施策として存在する「カウンセリング指導員」と協働していくことが、固有のSSWを展開していくことができる新たなシステムである¹³⁾とし、富山スタンダードなSSWer養成教育プログラムの開発について現在検討を重ねている。

基本となる考え方は、事例を中心としながら、①大学と学校関係者が協働する子どもの教育分野に関する専門研修、②大学と県社士会が協働する子ども家庭福祉分野の専門研修、③大学と県PSW協会が協働する子どもの精神保健分野の専門研修、といった総合実践研修である。

以上のことをふまえ、①必要性、②効率性、③有効性の3つの観点からSSWer活用事業の効果検証を行った。

- ① 児童生徒を取り巻く環境に起因している問題や地域の包括的支援を必要としている問題の増加に伴い、ソーシャルワークの視点から問題解決に導く福祉の専門家とその専門家が持つ独自の相談援助技術を学校教育現場が必要としてきたことは、SSWer活用事業を導入するべき妥当性と必要性があったと評価できる。
- ② SSWerの存在自体が学校教育現場に十分浸透しているとは言い切れず、そのことが本来のソーシャルワーカーとしての機能にも影響を与えていると考えられ、今後SSWer活用事業が効率よく展開されていくためにも役割周知等の検討が必要であると評価される。
- ③ 職能団体等による資質向上のための研修等は、ソーシャルアクションの1つであり、SSWer活用事業を有効に機能させてきたものとして評価できる。

2. 今後の「富山スタンダード」SSWer活用事業の展開に向けて

本稿では、SSWer活用事業が“効果的に展開”されるために影響を及ぼしたと思われる要因を、PEST分析にもとづき抽出した。そして、①必要性、②効率性、③有効性、の観点から事業の効果検証を行うことで、経済的要因や技術的要因の一部に課題を見出すことができた。

大崎（2009）は、都道府県教育委員会の役割や機能を見直す以外に、外部からの変革として、①リーダーシップ、②システム、③政治力、④マスコミ、⑤パッション（情熱）、⑥民意、を活用していくことがSSWer活用事業を存続・定着させていくために必要な要因としている¹⁴⁾。

富山県では導入4年目にして、①県と中核市という2つの自治体によるSSWer活用事業の実施、②ケースアドバイザー制度導入、という新たな展開が始まろうとしている。今後、富山スタンダードなSSWer活用事業を展開するためにも、これまでの3年間のSSWer活用事業の成果と課題をふまえた上で、外部変革のための要因をより積極的に活用していくことが必要であると考えられる。

謝辞

本研究の一部は、平成 22 年度財団法人富山県高等教育振興財団研究助成事業（地域課題解決枠）「富山スタンダード・スクールソーシャルワーク研修プログラム開発に関する研究」にもとづき行われた。お礼を申し上げます。

参考文献

- 1) 大崎広行「スクールソーシャルワーカー活用事業の課題と展望（1）」日本社会福祉学会第 57 回全国大会, 246. 2009
- 2) 山野則子「スクールソーシャルワークの実証的研究」平成 19 年度文部科学研究報告, 7. 2008
- 3) 村上満, 室林孝嗣, 清水剛志「スクールソーシャルワーカー導入の実態と今後の課題－富山型スクールソーシャルワークの展開に向けて－」富山国際大学子ども育成学部紀要, 第 1 巻, 第 1 号, 126-128. 2010
- 4) 日本社会精神医学会編「社会精神医学」医学書院, 414-417. 2009
- 5) 東野宗朗（教育長）, 富山県議会[会議録と議決結果：平成 22 年 2 月定例会（2010.03.08）一般質問], <http://www.db-search.com/toyama/>（2011.1.25 検索）
- 6) 村上満, 室林孝嗣, 清水剛志「スクールソーシャルワーカー導入の実態と今後の課題－富山型スクールソーシャルワークの展開に向けて－」富山国際大学子ども育成学部紀要, 第 1 巻, 第 1 号, 123-124. 2010
- 7) 北日本新聞, 2009 年 8 月 7 日, 1 面
- 8) 北日本新聞, 2010 年 8 月 6 日, 1 面
- 9) 富山県教育委員会「富山県におけるスクールソーシャルワーカー活用事業について」, 富山国際大学子ども育成学部第 2 回公開セミナー（2010.12.4）配布資料, 2.
- 10) 前掲書, 10), 2.
- 11) (社) 日本社会福祉士養成校協会「社会福祉士等ソーシャルワークに関する国家資格有資格者を基盤としたスクール（学校）ソーシャルワーク教育課程認定事業の創設について」, http://www.jascsw.jp/ssw/h20ssw_accreditation_jascsw.pdf（2011.1.25 検索）
- 12) 文部科学省「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」, 2. 2010
- 13) 村上満, 室林孝嗣, 清水剛志「スクールソーシャルワーカー導入の実態と今後の課題－富山型スクールソーシャルワークの展開に向けて－」富山国際大学子ども育成学部紀要, 第 1 巻, 第 1 号, 128-129. 2010
- 14) 大崎広行「スクールソーシャルワーカー活用事業の課題と展望（1）」日本社会福祉学会 第 57 回全国大会, 247. 2009